6. 過誤申立

(1)過誤の種類と過誤処理

前月以前に支払が確定した請求情報に誤りがあり、実績を取り下げる場合には、「過誤処理」が必要となります。

過誤処理とは、具体的には、【明細書】を取り下げる(過誤をする)ことです。

過誤をした請求情報に対しては、必要に応じ、再度、内容を修正した正しい請求(再請求)を 行います。再請求の提出時期によって、通常過誤と同月過誤に分かれます(**図表 21**)。

なお、過誤処理は前月以前に支払が確定した請求情報に対して行うものですので、毎月の請求 受付期間中に誤りがあることが分かり、修正したい場合には、過誤処理ではなく電子請求受付シ ステムより「請求取下げ依頼」を行います。

図表 21●過誤(【明細書】取下げ)の概要

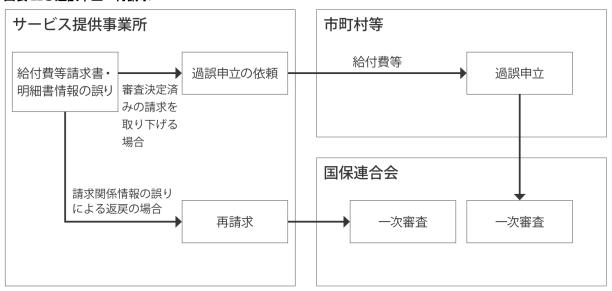
項目		内容	
迢	誤(【明細書】取下げ)	前月以前に支払が確定した【明細書】等に対して、実績を取り下げる場合に用いる。	
		【明細書】取下げのうち、市町村等による過誤の申立の翌月以降に、当該過誤対象	
	通常過誤	を修正した【明細書】等が再度サービス提供事業所から提出される過誤、又は再請	
		求がない過誤のこと。	
	同月過誤	【明細書】取下げのうち、市町村等による過誤の申立と同月に、当該過誤対象を修	
		正した【明細書】等が再度サービス提供事業所から提出される過誤のこと。	

(2)過誤申立・再請求の流れ

過誤を行う場合、サービス提供事業所は、市町村等に「過誤申立」を依頼します9)。

過誤申立を依頼した請求情報について、内容を修正し、正しい請求を行う必要がある場合は、 再請求を行います(**図表 22**)。

図表 22●過誤申立・再請求



注)過誤申立の提出書類・提出時期等は、市町村等の運用によって異なります。

(3) 通常過誤の場合の過誤処理の運用スケジュール

サービス提供事業所の「過誤申立」依頼に対する、市町村等が行う過誤申立書情報の提出時期について、運用日程の概要を図表 23 に示します。

図表 23●過誤処理の場合の運用日程

	サービス 提供年月	サービス提供年月 +1か月	サービス提供年月 +2か月	サービス提供年月 +3か月
サービス 提供事業所	サービス提供	▽ 提出	▽ 支払通知受信	
国保連合会		← 一次審査	各種通知書作成・送信	
市町村等		●● 二次審査		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

サービス提供年月の翌月に、サービス提供事業所からの請求情報の審査が行われ、その翌月に支払が行われます。過誤申立を行うのは、サービス提供年月から3月目以降になります。

通常、市町村等による過誤申立書情報の連合会への提出はサービス提供年月から3月目以降となり(市町村等の運用により異なる)、再請求は過誤申立の翌月以降に行います。

(4)過誤情報受け渡しの流れ

過誤情報受け渡しは、①サービス提供事業所から市町村等に対して過誤申立を依頼する、②市町村等から過誤申立書情報を国保連合会に提出する、③過誤申立の翌月に国保連合会からサービス提供事業所及び市町村等へ過誤決定通知書情報を送付する、という流れになります(**図表 24**)。

図表 24●過誤申立書情報受け渡しの概要

サービス提供事業所	国保連合会	市町村等
①サービス提供事業所は、一度審査決定した請求に対して取下げを行う場合、市町村等と調整し過誤申立を依頼する。		②市町村等は過誤申立書情報(過誤申立 事由コード(図表 25)等)を国保連合 会に提出する。
	③過誤申立書情報の審査結果に基づきサ ービス提供事業所及び市町村等へ過誤 決定通知書情報を送付する。	

図表 25●過誤申立書情報に入力する「過誤申立事由コード」の構成

様式番号(上2桁)	申立理由番号(下 2 桁)
10:介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)	01:台帳誤り修正による市町村申立の過誤調整
11:訓練等給付費等明細書(様式第三)	02:請求誤りによる実績取り下げ
12:地域相談支援給付費明細書	09:時効による市町村申立の取り下げ
21:計画相談支援給付費請求書	11: 台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ
30:特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書	32:提供実績記録票誤りによる実績の取り下げ
50:地域生活支援事業明細書	33:上限の誤りによる実績取り下げ
41: 障害児通所給付費・入所給付費等明細書	90:その他の事由による台帳過誤
60:障害児相談支援給付費請求書	99:その他の事由による実績の取り下げ
70:特例障害児通所給付費等明細書	

(5)過誤調整額が支払決定額を超えた場合(未調整過誤)

過誤調整がある場合のサービス提供事業所へ支払われる額は、次の式のように、その月の決定額と過誤処理による調整額とを相殺した額となります。

支払決定額=決定額※-過誤調整額

※決定額とは、当月の請求情報に対し確定した金額です。過誤処理と同一月に再請求情報の提出があった場合は、 通常の請求情報(当月及び月遅れ請求分)と再請求情報(過誤処理に対する請求分)の決定額です。

たとえば、決定額が 1,500 円のサービス提供事業所に-1,000 円の過誤調整があった場合、差額の 500 円が支払われることになります。

しかし、過誤調整により、サービス提供事業所への当月支払額がマイナス(給付費の戻入)となる場合があり、これを「未調整過誤」といいます。たとえば、決定額が1,500円のサービス提供事業所に-2,000円の過誤調整があった場合、500円が未調整過誤の額となります。

未調整過誤が生じた場合、サービス提供事業所、市町村等、国保連合会の三者で、必要に応じ、 対応を協議します。

(6) 重複エラーについて

サービス提供事業所が、既に支払が確定した請求に関して、市町村等に過誤申立の依頼を行わないまま再請求を行うと ED01 のエラーとなって返戻されます。類似のエラーとして EC01 があり、これは同月に受け付けた請求情報が重複しているもので、いずれのエラー(図表 26) も非常に多く発生しています。

図表 26●重複エラーの例

エラーコード	メッセージ	
EC01	受付:該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	
ED01	資格:該当の請求情報は既に支払確定済です	

EC01 は、同一月での請求の基本情報(サービス提供年月・受給者証番号など)が重複しているもので、単純に同じ請求情報を複数回送信した場合と、送信した請求情報に不備等が判明して同月に再送信した場合が想定されます。請求受付期間中であれば、一度送信した請求情報の取下げを行い、その後、請求情報を再送信します。取下げ依頼は、電子請求受付システムで行うことができます。

ED01 は、既に支払が確定した請求(給付実績)と重複しているもので、再請求する場合には、必ず市町村等に過誤申立(取下げ)の依頼を行ってから再請求します。過誤申立の対象となる給付実績が複数の市町村等にまたがる場合は、それぞれの市町村等に対して過誤申立の依頼を行う必要があります。

エラーとなった請求情報を有効にするためには、サービス提供事業所から市町村等へ、既に支 払が確定した請求情報について、過誤申立の依頼をし、再請求を行うことが必要です。

⁹⁾障害児支援のうち、都道府県が実施主体である障害児入所支援については、都道府県に過誤申立を依頼します。都道府県は国保連合会に対し、過誤申立書情報を提出します。



■付録2 請求時のチェックポイント

	チェックポイント	備考			
受給者証の確認					
	①当該サービスに対応する受給者証を確認しましたか。	月1回は受給者証を確認します。			
	②受給者証番号・市町村番号の入力誤りはありませんか。	資格を喪失していないかも 確認します。			
	③支給決定内容と請求内容に相違はありませんか(たとえば、家事援助の支給決定がないのに家事援助の請求をしていませんか)。	サービス提供月が支給決定 期間内であることも確認します。			
介護	給付費等算定に係る体制等に関する届出				
	④請求明細書の加算等の算定項目は、介護給付費等算定に係 る体制等に関する届出の内容と合致していますか。	事業所台帳情報からサービ ス種類ごとに届出内容を確 認します。			
利用者負担上限額管理(上限額管理が必要な場合)					
	⑤利用者が上限額管理対象者であるか確認しましたか。	上限額管理対象者でない場合は、上限額管理結果票は不 要です。			
	⑥利用者負担上限額管理結果票を正しく作成しましたか。	上限額管理事業所の場合は、 上限額管理結果票の内容を 確認します。			
	⑦明細書の管理結果額と調整後利用者負担額が対応してい ますか。	上限額管理結果票の管理結 果後利用者負担額と対応を 確認します。			
支給量管理					
	⑧新規契約又は変更の際、受給者証 [※] の事業者記入欄に契約 支給量等を記載していますか。	短期入所の場合は、利用実績を記入。 ※受給者証の様式は市町村等ごとに異なります。			
	⑨契約支給量及びサービス提供量は、決定支給量の範囲内となっていますか。	複数事業者が契約している ときは、契約支給量の合計が 決定支給量を超えていない ことを確認します。			